

企業等農業参入支援推進事業（拡充）

【平成20年度概算決定額：379,374(430,000)千円】

対策のポイント

農地リース特区が平成17年9月から全国展開されているが、農業経営に意欲的な企業等の新規参入について、さらに加速していくための支援を強化します。

（企業が地域に参入した事例）

<事例1>

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

<事例2>

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

<内容>

1. 農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払い及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度からは、簡易な基盤整備を特定法人自らが整備できるよう拡充しました。

(1) 遊休農地の測量調査等への支援

農地を安心して貸借できる条件整備を支援します。

(2) 小作料一括前払いへの支援

小作料一括前払いにより、特定法人への農地貸付を支援します。

(3) 簡易な基盤整備への支援（拡充）

農地を営農可能な状態へ回復し、営農の早期定着を支援します。

平成20年度からは、特定法人自らが整備できるようになります。

【補助率：定額、1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

企業等農業参入支援推進事業(拡充)

特定法人貸付事業を実施する場合において必要となる、遊休農地の測量調査等に係る経費、小作料一括前払いに必要となる経費、抜根整地・畦畔除去等簡易な基盤整備に係る経費を支援

平成20年度からは、③簡易な土地基盤整備の事業実施主体に特定法人を追加

